

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第2回宿泊衛生専門委員会



マスコットキャラクター アップリート君

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

日時：令和6年8月27日（火）午前10時

場所：十和田市役所 別館4階 会議室2

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第2回宿泊衛生専門委員会 次第

日時：令和6年8月27日（火）午前10時～

場所：十和田市役所 別館4階 会議室2

1 開 会

2 宿泊衛生専門委員紹介

3 事務局紹介

4 委員長あいさつ

5 議 事

（1）説明事項

説明事項1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過・・・・・・・・・・P 2

（2）審議事項

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市弁当調達要項（案）・・・・・・・・・・P 4

議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市医療救護要項（案）・・・・・・・・・・P 6

議案第3号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市防疫対策要項（案）・・・・・・・・・・P 8

議案第4号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市食品衛生対策要項（案）・・・・・・・・・・P 9

議案第5号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市環境衛生対策要項（案）・・・・・・・・・・P10

6 その他

7 閉 会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月		内容
平成 25 年	7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年	6 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
平成 27 年	9 月	青森県知事が青森県議会（平成 27 年 9 月定例会）の提出議案説明において、平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、相撲
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察 7 月：サッカー競技 8 月：相撲競技 1 月：バスケットボール競技
	8 月	
令和 2 年	1 月	
	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会の）の開催地として内定。
令和 4 年	7 月	青森県準備委員会第 7 回総会において、サッカー競技の開催予定施設の変更を承認 変更前：高森山球技場、若葉球技場 変更後：高森山球技場、高森山人工芝多目的グラウンド
	12 月	青森県準備委員会第 11 回常任委員会において、サッカー競技の開催予定種目の変更を承認 変更前：成年女子 変更後：成年女子、少年女子
令和 5 年	2 月	第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
	4 月	市教育委員会スポーツ・生涯学習課内に国民スポーツ大会準備室を設置（2 名体制）
	4 月	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察

令和5年	7月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和8年の第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の開催地として正式決定
	8月	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森県実行委員会に改組
	11月	第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会第2回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回常任委員会を開催
令和6年	2月	総務企画専門委員会・競技式典専門委員会・宿泊衛生専門委員会・輸送交通専門委員会を開催
	4月	国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会準備室に変更及び3名増員
	5月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回常任委員会を開催
	8月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回総務企画専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回輸送交通専門委員会を開催

青の煌めきあおもり国スポ十和田市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市宿泊基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における弁当の調達に関し、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 対象及び弁当調達期間

（１）対象は、選手・監督、視察員及び報道員（以下「選手・監督等」という。）

並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）とする。

（２）弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取り消し

（１）実行委員会は、別に定める基準に基づき、弁当調製施設の指定を行う。

（２）実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めて停止処分等を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調整業務を第三者に委託したとき。

エ その他実行委員会が不適當と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市医療救護実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を実行委員会に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者へ周知を行う。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所における応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 実施業務

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視するとともに、ホームページ等を活用して情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、当該患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

弁当調製施設、宿泊施設及び競技会場の食品販売店（以下「食品関係事業者」という。）並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、食品関係事業者に対して食品衛生管理の強化を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民、大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑止、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舍の衛生対策

宿舍の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質調査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じ

て予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舍等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適切な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外禁煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

